

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)および鯖江・丹生消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法、令および条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第1号)により作成するものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の開示請求は、個人情報開示請求書(様式第2号)により行うものとする。

(開示決定の通知)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる保有個人情報の開示に係る決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示を可とする決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 保有個人情報の一部を除いた部分につき開示を可とする決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)

2 法第82条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(開示の可否の決定期限の延長に係る通知)

第6条 法第83条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定期限延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 法第84条の規定による通知は、個人情報開示決定等の期限特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(他の行政機関の長等への開示請求事案移送書等)

第8条 法第85条第1項の規定による移送は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書(様式第8号)により行い、同項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第9号)により行うものとする。

(第三者意見照会書等)

第9条 法第86条第1項および第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第86条第1項および第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第11号)とする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第12号)とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 管理者が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付

(2) 管理者が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

2 前項の行政機関等が定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。

(写しの交付部数)

第11条 保有個人情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の規定による請求は、個人情報訂正請求書(様式第13号)により行うものとする。

(訂正の決定の通知)

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正の可否の決定期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定期限延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、個人情報訂正決定期限特例延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

(他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書等)

第15条 法第96条第1項の規定による移送は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書(様式第18号)により行い、同項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第16条 法第97条の規定による通知は、個人情報の訂正に係る通知書(様式第20号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の利用停止請求は、個人情報利用停止請求書(様式第21号)により行うものとする。

(利用停止の決定の通知)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、利用停止決定通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第23号)により行うものとする。

(利用停止の可否の決定期限の延長に係る通知)

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期限延長通知書(様式第24号)により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、個人情報利用停止決定期限の特例延長通知書(様式第25号)により行うものとする。

(費用)

第20条 条例第5条ただし書の規定する写しの作成および送付に要する費用については、鯖江・丹生消防組合情報公開条例施行規則(平成11年鯖江・丹生消防組合規則第1号)第8条の規定を適用する。

(個人情報保護審査会)

第21条 条例第8条第1項の鯖江・丹生消防組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(運用状況の公表)

第22条 条例第14条の規定による運用状況の公表は、広報紙への掲載その他の適当な方法により行うものとする。

2 実施機関は、毎年5月31日までに、前年度における請求受理件数、開示件数、不開示件数その他の運用状況を記載した書類を作成して管理者に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 鯖江・丹生消防組合個人情報保護条例施行規則(平成11年鯖江・丹生消防組合規則第1号)は、廃止する。

様式第1号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
作成年月日（修正した場合は直近の修正年月日）		
実施機関の名称 課名		
個人情報ファイルの 利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無		
記録情報の経常的提供先		
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
開示請求等を受理する組織名称および所在地		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備考		

様式第2号

個人情報開示請求書	
年 月 日	
殿	
住 所	
氏 名	
電話番号	
個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。	
1 開示請求に係る保有個人情報の件名または内容	
2 開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ 写しの郵送)
3 請求者の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 (☐ 未成年者の親権者 ☐ 成年後見人) ☐ 委任による代理人
4 本人の住所・氏名 (代理人が請求する場合に記載)	住 所
	氏 名
※ 本人等確認 (代理人を含む)	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ その他 ()
※ 代理権確認	法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
	委任による代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ 本人の印鑑登録証明書 ☐ その他 ()
※ 所 管 課	
※ 備 考	

注1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提出し、または提示してください。

2 保有特定個人情報の場合は、1の欄の□にレ印を記入してください。

3 2および3の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

4 4の欄は、代理人が請求する場合にのみ記入してください。

5 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。

6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第3号

個人情報開示決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の件名または内容	
開示の日時	年 月 日() 午前 午後 時 分 から
開示の場所	
所 管 課	

- 注1 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを証明するために必要な書類(個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。
- 3 保有特定個人情報を委任による代理人が請求する場合には、注1の書類ならびに本人の実印を押捺した委任状および本人の印鑑証明書その他代理人であることを証明する書類を提出し、または提示してください。
- 4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で所管課まで連絡してください。

様式第4号

個人情報部分開示決定通知書	
第 号 年 月 日	
様 鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、次のとおりその一部を除いた部分につき開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の件名または内容	
開示の日時	年 月 日() 午前 時 分から 午後
開示の場所	
保有個人情報の一部を開示することができない理由	
※開示が可能になる日	年 月 日
所 管 課	

注1 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを証明するために必要な書類(個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提示してください。

2 法定代理人が開示を受ける場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。

3 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

4 ※印の欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。

教示 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号

個人情報不開示決定通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、次のとおり開示しない ことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。	
保有個人情報の 件名または 内 容	
開示することが できない理由	
※ 開 示 が 可能になる日	年 月 日
所 管 課	

注 ※印欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 6 号

個人情報開示決定期限延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に 関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知します。	
開 示 請 求 に 係る保有個人 情 報 の 件 名 ま た は 内 容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新 た な 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
所 管 課	

様式第7号

個人情報開示決定等の期限特例延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に 関する法律第84条の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知します。	
開 示 請 求 に 係る保有個人 情 報 の 件 名 ま た は 内 容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新 た な 期 限	年 月 日
個人情報 の保護に 関する法 律第84 条の規 定を適 用する 理 由	
所 管 課	

様式第 8 号

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	
第 号 年 月 日	
様 鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付で開示請求のあった個人情報の開示について、個人情報の保護に 関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送します。	
開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
添 付 資 料 等	
所 管 課	
備 考	

様式第9号

開示請求事案移送通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付けで開示請求のあった個人情報の開示について、個人情報の保護に 関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。	
開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
移 送 先 の 行 政 機 関	
移送をした日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
所 管 課	
備 考	

様式第10号

第三者意見照会書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
個人情報の保護に関する法律に基づき に関する情報が含まれた 個人情報について開示請求がありました。本件開示請求に係る個人情報の開示について御 意見があれば、別紙「第三者開示決定等意見書」により回答してください。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。	
開 示 請 求 の あ っ た 年 月 日	年 月 日
行政文書の名称お よ び 内 容	
上記行政文書に記 録されている に 関 す る 情 報 の 内 容	
所 管 課	
意見書の提出期限	年 月 日
所 管 課	

様式第 1 1 号

第三者開示決定等意見書	
年 月 日	
様	
氏名または名称 (法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)	
住所または居所 (法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)	
年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見 を提出します。	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第12号

反対意見書提出者への通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで第三者開示決定等意見書の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課	(電話番号 — — 内線 ())
備考	

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第13号

個人情報訂正請求書		
年 月 日		
殿		
住 所		
氏 名		
電話番号		
個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。		
1 訂正請求に係る保有個人情報の件名または内容		
2 訂正を求める箇所および内容		
3 請求者の区分	☐ 本人 ☐ 委任による代理人 ☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者の親権者 ☐ 成年後見人）	
4 本人の住所・氏名（代理人が請求する場合に記載）	住 所	
	氏 名	
※ 本人等確認（代理人を含む）	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ その他（ ）	
※ 代理権確認	法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 委任による代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	
※ 所 管 課		
※ 備 考		

注1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提出し、または提示してください。

2 3の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

3 4の欄は、代理人が請求する場合にのみ記入してください。

4 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。

5 訂正の請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。

6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第14号

訂正決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報について、年 月 日付けで次のとおり訂正をしましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。	
訂正に係る保有個人情報の件名または内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
所 管 課	
備 考	

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第15号

訂正をしない旨の決定通知書	
第 号 年 月 日	
様 鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで訂正の請求があった保有個人情報について、次のとおり 訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規 定により通知します。	
訂正請求に係る 保有個人情報の 件名または内容	
訂正をしない理由	
所 管 課	
備 考	

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の
日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し
て6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代
表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。た
だし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第16号

個人情報訂正決定期限延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付で訂正の請求があった保有個人情報について、個人情報の 保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知 します。	
訂正請求に係る 保有個人情報の 件名または内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新たな期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	

様式第 1 7 号

個人情報訂正決定期限特例延長通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報の件名または内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新たな期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用する理由	
所 管 課	

様式第18号

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付で訂正請求のあった個人情報の訂正について、個人情報の 保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送します。	
訂正請求に係る個人情報の内容	
添付資料等	
所 管 課	
備 考	

様式第19号

訂正請求事案移送通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯉江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報の訂正について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。	
訂正請求に係る 個人情報の内容	
移送をした実施 機 関	
移送をした日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
所 管 課	
備 考	

様式第20号

個人情報の訂正に係る通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報について、年 月 日付けで個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。	
訂正に係る保有個人情報の件名または内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
所 管 課	
備 考	

様式第21号

個人情報利用停止請求書		
年 月 日		
殿		
住 所		
氏 名		
電話番号		
個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。		
1 利用停止請求に係る保有個人情報の件名または内容		
2 利用停止を求める箇所および内容		
3 請求者の区分	☐ 本人 ☐ 委任による代理人 ☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者の親権者 ☐ 成年後見人）	
4 本人の住所・氏名（代理人が請求する場合に記載）	住 所	
	氏 名	
※ 本人等確認（代理人を含む）	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ その他（ ）	
※ 代理権確認	法定代理人の場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 委任による代理人の場合 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	
※ 所 管 課		
※ 備 考		

注1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提出し、または提示してください。

2 3の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

3 4の欄は、代理人が請求する場合にのみ記入してください。

4 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。

5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第22号

利用停止決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付けで利用停止の請求があった保有個人情報について、次のとおり (全部・その一部)の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る保有個人情報の件名または内容	
利用停止の内容	
利用停止決定の内容および理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
所 管 課	
備 考	

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第23号

利用停止をしない旨の決定通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで利用停止の請求があった保有個人情報について、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る保有個人情報の件名または内容	
利用停止をしない理由	
所 管 課	
備 考	

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江・丹生消防組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、鯖江・丹生消防組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第24号

個人情報利用停止決定期限延長通知書	
第 年 月 日 号	
様	鮎江・丹生消防組合 管理者
年 月 日付けで利用停止の請求があった保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る保有個人情報の件名 また は 内 容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新たな期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	

様式第 2 5 号

個人情報利用停止決定期限の特例延長通知書	
第 年 月 日 号	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで利用停止の請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり決定期限を延長したので通知します。	
利用停止の請求に係る保有個人情報の件名または内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新たな期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用する理由	
所 管 課	